

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和元年7月24日付け岐阜市市民市第148号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市においては、昨年度、岐阜県健康福祉部保健医療課（以下「岐阜県」という。）から、旧優生保護法による優生手術等を受けた者（以下「対象者」という。）の個人情報の提供（以下「本件提供」という。）に係る依頼があり、本件提供の可否について岐阜市個人情報保護審議会に諮問したところ、平成30年11月19日に、「『現状において、現況確認を行うことによりもたらされる公益があると判断することはできない等の理由から、本件提供の求めには応じないこととする。』という実施機関の判断を適当なものと認める。」との答申を受け、岐阜県への提供には応じなかった。

その後、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）が施行され、国等においては、法に基づく対象者への救済策が講じられているところである。

このように、法が施行され、対象者を巡る環境が変化したことから、市民生活部市民課が保有する対象者の情報を条例第10条第2項第6号の規定により提供する。

2 提供する個人情報

本市が保有する対象者の戸籍及び住民基本台帳に関する情報がある場合にあっては、次に掲げる情報

ア 現在の住所

イ 氏（変更がある場合に限る。）

ウ 死亡、転籍、転出等に関する情報（ただし、住所について、県外へ転出した場合にあっては、県外へ転出した旨に限る。）

3 意見

適当なものと認める。